

みやこ町債権管理に関する基本方針

～適正な債権管理の推進と収入未済額の縮減に向けて～

令和8年6月策定

みやこ町

1 目的

本方針は、みやこ町が保有する全ての債権について、住民の負担の公平性を確保し、全庁的に共通認識を持って債権管理の適正化を図るとともに、安定かつ確実な歳入の確保に資することを目的とする。特に、町税や国民健康保険税等以外の税外債権の収入未済額の縮減は、財政基盤の確立と受益者負担の徹底を図る観点から重要な課題である。

2 基本的な考え方

（１）対象債権と管理

みやこ町が保有・管理する全ての金銭債権（地方自治法第 240 条第 1 項に定める金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利）を対象とし、債権の発生から消滅までを一貫して適正かつ的確に管理・回収することを推進する。

（２）債権の区分に応じた対応の徹底

債権を、公法上の原因に基づく公債権と、私法上の原因に基づく私債権に明確に区分する。さらに公債権を、強制徴収の可否により強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分け、それぞれの法的な性質や時効等に応じた法令上の規定に基づき、適切な管理・回収措置を講じる。

（３）全庁的な推進

債権管理を所管する各課（債権所管課）は、法令等の定めがない限り、本方針に基づき事務を遂行する。職員の異動や業務量の増大といった課題に対応し、ノウハウの整理・蓄積を図りながら、全庁一体で効率的・効果的な取り組みを継続的に行う。

3 債権の分類と時効の取扱い

区分	債権の発生原因	強制徴収の可否	時効の援用*	主な時効期間
町税	地方税法の規定に基づく賦課処分	可（地方税法の滞納処分による）	不要	5 年（地方税法第 18 条）
強制徴収公債権	公法上の原因（賦課・処分）	可（地方税の滞納処分の例による）	不要	5 年または個別法に定める期間（2 年など）
非強制徴収公債権	公法上の原因（賦課・処分）	不可（裁判所を通じた司法手続が必要）	不要	5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）
私債権	私法上の原因（契約・合意）	不可（裁判所を通じた司法手続が必要）	必要	5 年または 10 年（民法による）

*時効の援用：債務者が時効の利益を主張すること。

4 債権管理の具体的な取り組み

(1) 適正管理の徹底

① 債権発生時の対策

- 債権の調定（額の決定）にあたっては、関係書類を十分審査・確認し、正確を期するとともに、法令等の確認を行い、発生する債権の区分を整理する。
- 後日の滞納を未然に防ぐため、必要に応じて担保や保証人を確保するなど、債権保全の手段を講じる。

② 日常の管理

- 債権所管課は、債権が発生し町に帰属したときは、速やかに債務者の氏名、金額、履行期限等を調査・確認し、債権管理台帳に記載する。
- 債権の発生以降の弁済状況や債務者との交渉記録等の情報について、統一された書式を用い、漏れなく正確に記録・管理する。

(2) 債権徴収の強化

① 督促・催告の早期実施

- 納期限までに納付がない債務者に対しては、法令に基づき期限を指定して督促を行う。地方税の例に倣い、滞納が発生した場合は速やかに、原則として納期限後 20 日以内に督促状を发出する。督促は、時効更新の効力があり、強制徴収公債権では滞納処分的前提要件となるため重要である。
- 督促を行っても納付がない場合は、電話、書面、訪問等で催告を速やかに実施する。催告は時効中断の効力はないが、催告の時から 6 か月間は時効の完成が猶予される。

② 悪質な滞納者への対応（法的手続の実施）

納付する資力があるにもかかわらず、納付に応じない悪質な滞納者に対しては、法令に基づき厳正に対処する。

ア 強制徴収公債権：督促を受け指定期限までに納付しない場合は、差押え等の滞納処分を実施する。

イ 非強制徴収公債権および私債権：訴訟手続や強制執行等の法的手続を実施する。法的手続の活用にあたっては、簡易で迅速、かつ安価な支払督促を基本とし、必要に応じて少額訴訟も検討する。支払督促については、債務者から異議申立てがあった場合、訴訟に移行し議会の議決が必要となる点に留意する。

(3) 債権の整理（回収不能債権の処分）

- ① 徴収停止・履行延期の特約等 非強制徴収公債権および私債権について、債務者が無資力またはこれに近い状態にある場合や、債権額が少額で取立て費用に満たない場合など、徴収が著しく困難又は不適當と認められるときは、徴収停止の措置を講じることを検討する。また、債務者の資力の回復を待つため、履行期限を延長する履行延期の特約又は処分

を検討する。

- ② 債権の消滅・放棄 法律上または事実上、徴収不能又は困難であることが明らかになった債権については、財産管理の効率化の観点から、法令の規定に基づき速やかに不納欠損処理を行う。

ア 強制徴収公債権：時効期間が満了したとき（時効の援用不要）、または滞納処分の執行停止が３年間継続したときに債権が消滅する。

イ 非強制徴収公債権：時効期間が満了したときに債権が消滅する（時効の援用不要）。

ウ 私債権：時効期間満了後に債務者が時効の援用をすることにより消滅する。

エ 回収見込みがない非強制徴収公債権及び私債権については、効率的・合理的な管理のため、適切な手順を踏んで債権の放棄を検討する。債権の放棄を行うには、原則として町議会の議決が必要となる。

5 債権管理のための環境整備

- （１）組織・体制の検討 債権回収に関する最新かつ正確な知識が必要であること、また、複数の債務を抱える滞納者に対し一体的に対処することが効率的であることから、各債権担当課の処理困難な滞納事案を集約し、債権回収や助言・指導を行う機能を持つ専門部署の設置を検討する。
- （２）人材の育成 債権管理・回収に必要な法務の知識や技術を備えた職員を育成するため、外部・内部研修会への参加や専門書籍の活用など、研修を充実させる。
- （３）条例等の整備 統一的かつ継続的に適正な債権管理ができる環境を整備するため、債権管理、回収、放棄等について定めた債権管理条例の制定を検討する。また、円滑な訴訟手続の実施に向け、町長の専決事項の指定について町議会と協議を依頼することを検討する。
- （４）庁内における情報共有 強制徴収公債権（町税、国民健康保険税、保育所保育料等）に係る滞納情報については、個人情報保護に留意しつつ、庁内における滞納情報の共有を図り、債権管理事務の効率化を図る。非強制徴収公債権及び私債権については、各課の情報により対応を続ける。

強制徴収公債権とは

※公法上の原因に基づいて発生する債権(地方自治法第 231 条の 3 第 3 項)

町税(国民健康保険税含む)、介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路占用料、保育料、下水道料金など

- ・ 個別の法令の根拠規定に基づき、地方公共団体が滞納債権について地方税法の例による滞納処分を行うことができる債権（公債権）
- ・ 滞納処分には、給与や預貯金、不動産などの差押えや担保権の実行などが含まれる。滞納債権を強制的に取り立てる（自力執行権）ことで、税金や各種保険料などの滞納を解消する。
- ・ 債権は 2 年または 5 年の時効期間の経過により消滅する。

非強制徴収公債権とは

※公法上の原因に基づいて発生する債権(地方自治法第 231 条の 3 第 1 項)

行政財産使用料、みやこ町公園占用料、廃棄物処理手数料、放課後児童健全育成事業負担金、行政財産の目的外使用に係る土地貸付料など

- ・ 個別の法令に根拠規定がないため滞納処分は行えない債権（公債権）
- ・ 滞納債権を強制的に徴収するには、裁判所を介した手続き（支払督促や訴えの提起など）を経て強制執行をする必要がある。
- ・ 公債権は、行政庁の処分（公法上の原因）により発生し、債務者はこの処分に対して不服申立が可能。
- ・ 債権は 2 年または 5 年の時効期間の経過により消滅する。

私債権とは

※私法上の原因に基づいて発生する債権(地方自治法施行令第 171 条)

住宅使用料、上水道使用料、奨学金返還金、学校給食費など

- ・ 私債権とは、契約等の当事者間の合意（私法上の原因）に基づき発生する債権で、公債権以外の債権。
- ・ 公債権とは異なり、債務者は不服申立できない。
- ・ 私債権は民法又は商法の規定により 1 ～ 10 年の時効期間の経過と、債務者による時効の援用によって消滅する。援用されなければ、私債権は消滅しない。
- ・ 非強制徴収公債権と同様に滞納処分は行えない。
- ・ 滞納債権について支払督促や訴えの提起等を通じて強制執行を行うことができる。（民事訴訟法）

公債権と私債権の違い

債 権 種 別	公債権 地方自治法第 231 条の 3 第 1 項		私債権 地方自治法施行令第 171 条
	強制徴収公債権 地方税法及び地方自治法 第 231 条の 3 第 3 項	非強制徴収公債権	
債権の発生	行政庁の処分によって発生 ・ 公法上（法令等）の原因 ・ 不服申立 可		私法上の契約によって発生 ・ 私法上の（民法契約）の原因 ・ 不服申立 不可
督促	時効更新（不服申立 可）		時効更新（不服申立 不可）
督促手数料	徴収できない		
時 効	2 年又は 5 年（消滅時効の効力は絶対的）		1 ～ 1 0 年（時効の援用が必要）
時効の更新	催告（1 回のみ半年延長）、滞納処分、債務承認（一部納付） など		
不 納 欠 損	時効が成立すれば債権は消滅		時効が成立しても債務者の援用が必要。債権者が権利を放棄しない限り債権は消滅しない。
滞納により発生	延滞金（年 1 4 . 6 %）		遅延損害金（法定利率）
滞納債権の 回 収 方 法	滞納処分（強制徴収可能） 自力執行権 あり	支払督促や訴えの提起等を通じて強制執行 ※民事訴訟法による「支払督促」「訴訟」により <u>債務名義を取得</u> しなければ強制執行できない債権	
財産調査権	財産調査権 あり	財産調査権 なし （ただし、弁護士及び法務大臣の許可を得た債権回収業者は可能）	

（注） 確定判決や裁判上の和解等をした場合、本来の時効が 1 0 年より短い期間であっても、時効は 1 0 年となる（民法第 1 7 4 条の 2）。

（注） 延滞金及び遅延損害金の利率は、他の法令や契約において特別の定めがある場合、上記利率とは異なる場合がある。

（注） 債務名義を取得とは、債権者が借金の回収を強制するために必要な法的書類である債務名義を作成すること。債務名義には、債権者と債務者、請求権の存在と範囲などが記載されており、裁判所や公証役場などの法務省の機関で作成される。

債務名義を取得するには、次のような方法がある。

- ・ 裁判所で訴訟を起こして判決を取得する。
- ・ 裁判所で和解調書を作成する。
- ・ 裁判所で調停を申し立て、調停調書を作成する。
- ・ 公証役場で強制執行認諾条項を記載した公正証書を作成する。
- ・ 裁判所で支払督促を申し立て、仮執行宣言付支払督促を取得する。

債務名義を取得したら、執行文の付与の申立てや債務名義の送達証明申請を経て、強制執行の手続きを進めることができる。債務名義に基づく強制執行では、債務者の不動産や動産、預金などが差し押さえられ、競売や換価によって債権が回収される。

債務名義は民法上 1 0 年が時効となる。